

平成22年6月16日(水曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	村越比佐夫	2番	山下伊都子	3番	宮地葉子
		5番	西村将伸	6番	坂本あや
7番	矢野昭三	8番	浜田純一	9番	畦地一弘
10番	森治史	11番	門田仁和子	12番	西村策雄
13番	欠番	14番	小松孝年	15番	下村勝幸
16番	竹下芙佐雄	17番	欠番	18番	明神照男
19番	山本久夫	20番	小永正裕		

不応招議員

4番 田辺 守

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	大西勝也	副町長	植田 壯
総務課長	松田博和	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	矢野健康	税務課長	米津芳喜
農業振興課長	松田 二	産業推進室長	森下昌三
まちづくり課長	濱田仁司	地域住民課長	大塚一福
建設課長	武政 登	海洋森林課長	谷口明男
会計管理者	野並 純	教育委員長	生駒 進
教育次長	坂本 勝		

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 伊与木美穂

議事日程第3号

平成22年6月16日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成22年6月16日
午前9時00分 開会

議長（小永正裕君）

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

諸般の報告をします。

田辺守君から欠席の届け出がありましたので報告しておきます。

これで諸般の報告を終わります。

日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

初めに、次の質問者、森治史君。

10番（森 治史君）

おはようございます。

一般通告書に基づきまして、できる限り沿うような質問を致したいと思っておりますので、よろしくお願いを致します。

まず1問目ですが、町内には昔は保育園だったもので、質問の中で園という言葉が出るかもしれませんが、そのへんはご了承ください。現在、使われてない休所というんでしょうか、保育所施設が町内にはかなりの数があります。それについての質問をさせていただきます。

町内では、地域での保育を希望される保護者の方々の声のある中で、一応、行政の方は保護者の方々と話し合いの結果、保育所の統合を推進されてきたことによって、現在は拳ノ川、伊与喜、横浜、旧佐賀、伊田、上川口、東部、早咲、旧中央、浜松、上田の口の計11の保育所施設が休所。その中で私が分かっている部分でしたら、伊田が地域の方がリーダーになって活用をされておるように記憶しております。かなりの頻繁な頻度で活用されておるようです。それと上田の口の方は、何か老人クラブの方が一部使わしてほしいということで区長から通じて、行政の方からの許可が下りたように聞いております。また、東部の方、東部というのは鞭の中にある古い保育園ですけど、この方の本体には教育委員会が事務所の方を閉鎖したときの書庫がそちらの方に収まっているように聞いております。

まあ、あの他の施設につきましても選挙があるときには、かなりのときには投票所となる所も多いことだろうと思います。

ところがですが、ほとんどの施設につきましても常時は活用されることはなく、そのままになっております。また、その保育所の場所ではありますが、それも住宅に近い場所とか、少し離れて住宅地から目の届かないような所にもあります。こういうことが起こってはいけない、またあってはほしくないことですが、窓ガラスが割れるとか、室内に入るとか、また夏休みなんかの子どもたちの集まる場所、それも、時間的に昼ではよろしいんですが、暗くなってからの集合の場所とかになった場合によりますけど、その場合に大方地区、佐賀地区、それぞれに青少年補導育成センターを設けております。そこの職員の方々が何かあったという声を聞いて、さあ対応しなければならないと思います。そのようになったときにすぐに施設に入れるかどうか、という問題が出てくると思います。

町内すべての施設は所管の課が管理はしておりますが、佐賀と大方とに分かれてあります。それで、

まず旧大方地区でしたら、すぐ前に走れば鍵も借れろうかと思いますが、佐賀の場合に、恐らく佐賀の方で鍵の管理はしていると思いますが、すべての鍵の管理が本所の方にあるのか。それぞれ分けて佐賀支所と本所の方で、休所の保育所の鍵の管理をされているのかについて、まず1問目の1でお尋ね致します。

2 問目と致しましては、休所の施設を地域の活性に取り組みされる住民の方が、個人もしくはグループ等で、特産品の開発とか販売、または地域の住民の方々、特に高齢の方々が週に1、2回集ってそこで雑談をし、お茶でも沸かして飲むとかいう交流の場所としての活用などの使用申請があれば、許可が出されるのか。これ、あくまでも個人とかいうことですが。それとも、申請については個人ではなくリーダーを決めた組合、約款を持つ組織をつくり、法人もしくはNPO 非営利団体などの組織化が必要でなければ使用許可が出せないものか、いずれかをお尋ね致します。

それと3問目、これはあくまでも使用が許された場合を前提にした質問になりますが、使用許可された場合には、営利目的での使用は、当然使用料は支払うべきですが、もし行政として一定期間について事業支援として使用料の減額措置、まあ1年ないし2年を取れるものか。

また、営利を目的としない団体が使う場合、特に地域の高齢の方々の集まるサロンのような利用の場合は、水道光熱費はその方々に持っていただかないといけないと思いますが、施設そのものは無料で許可を出されるものか。

それについて以上3点について、まず1回目の質問を致します。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

おはようございます。

森議員の一般質問にお答えさせていただきます。

休所の保育所施設についてのご質問ですが、未使用の施設の管理について、1番目ですが。

統合によりまして旧保育所については、先の3月議会で承認をいただきました上田ノ口保育所、上川口の保育所については総務課の管理に所管替えを行っております。大方地域のその他の5つの園と佐賀保育所の統合による旧保育所4園については、健康福祉課の管理となっております。

ご質問の佐賀地区の管理ということですが、こちらの方に管理は移管されておりますが、通常の鍵の管理は佐賀支所の方、また佐賀保育所の方で管理しております、そちらの方で施設の管理については、こちらから連絡を取ったりしてやっております。

2番、3番の使用許可のご質問でございますが、跡地利用については地域の福祉向上につながることで、また地域が主体を持って管理できないかいろいろ検討をしておるものですが、まだ施設管理がすべていっておりません。ご質問がありましたように、伊田、東部等はですね地域の会合、またサークル活動に使用していただいておりますが、大方地域の3カ所については利用が決まっております。その一部の所では利用申請も出ておりますが、建物が古くですね、なかなか改修に掛かる費用とか、まだ詳細協議ができていないという状況です。その中で、伊田と中央保育所についてはですね、選挙の投票所ということでも利用していただいております。

現在の施設は児童福祉施設として建設されたものでありまして、使途が福祉に関係するものでありまして町の許可で使用が可能です。ということで、地域住民が福祉向上のために使用することはできます。しかし、利用目的を変える場合は、その営利目的とかいうことになりますと制約を受けることとなります。すべての施設が国庫補助事業によって建設されたものでありまして、施設の目的外利用では耐用年数内の場合は補助金の返還が生じることもあります。

ご質問の住民グループが商品開発、販売というような形で利用する場合はですね、利用目的が異なりますの

で、国、県の許認可、またその組織形態を問わずそういう手続きが必要になってきます。

営利目的を利用としない福祉事業の場合にというご質問ですが、無償で使用できないかというご質問ですが、地域住民の福祉が向上が図られるような利用形態であれば、無償貸しも可能だと考えております。

町としても、今後利用活用を検討していきたいと考えています。地域の意向を聞きながら対応していきたいと、このように考えております。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

今の答弁の中でかなりのことは分かりましたが、この施設も確かに言われるように、保育所の補助金で建てている関係でまだ償還中とか、それからいわゆる耐用年数以内とかいろいろ諸問題があつて、なかなか一概にはそういうものにはなかなかの利用が難しいというような答弁があつたと思います。

そういうこと等を含めますけど、まあ空けておいても意味のないものであると思うんですね。それで、補助金とかいわゆる耐用年数とか、それは諸々の法のくくりもあろうかと思ひます。けど、今ほど地域、地域と、行政も一生懸命になって地域の活性化とか地域のためにとか、いろんなことを言ひますよね。それを考えた場合に、今の答弁の中でいわゆる県、国に何か申請の許可を逆に出して行って手順を踏めば、その許可が得られるというように私は解釈したのですが、もし、そのように例え切れてなかつても、そのようにまず県に上げ、国に上げて行って、許可が取れて使用ができるかできんか。やはり、今から地域のことは地域で頑張ってくださいと言つてるのが今の行政やなかるかと思うんです。ほいで、年のいた人もそこで働くことによって健康を維持し、一生懸命頑張つてもらうて、そこで笑うてやるということは、これは健康福祉の方のいわゆる医療の問題にもかかわつてこれる部分が含まれると思ひます。

総合的に言やあ、お金が入ってくる営利目的ができないという、確かにくくりはあろうかと思ひます。けど、なかなかその活性化をやりましようって立ち上げてやつても、やはりそこに営利目的いうたら言葉は悪いかもしれませんが、やはり一生懸命そこで頑張つたら、月にわずか1万円でも自分のお小遣ひが増えるということが前提にならなければ、なんぼ地域起こしじゃなんだと言つても、その前には進んでいかんと思ひます。

それと、一番のネックになるのが地域起こしをしようといったときに、その活動する拠点になる場所、施設、そういうものがないということがよね、一番のネックになると思うんですよ。で、保育所であれ学校であれ、休校なつてものなら活用できるものは活用していける。まあ学校はまだ休校になつた学校いうのは、北郷小学校と馬荷小学校。ほんで、馬荷小学校も北郷小学校も地域の方が活用しておりますし、北郷は地域が活用してるとし、馬荷は馬荷でちゃんとした活用がされておりますけど。

やはり地域の活性化つていうことをものすごく言つて、それで地域のことは一生懸命やつてくださいと言われるんならば、法的に、今空いてる施設の保育所、伊田、上川口、東部にしろ早咲にしろ、それいろいろ空いたスペースは、全部使つてないとは一部共用して使うということできると思ひます。利用の仕方はいっぱいあろうと思ひます。そのためには、今から住民の方々にそういうニーズを求めるとしたら行政が、それが上がつてくるときにはこういう方法があるから、ほんならこれでいきましょうかというように、一応県、国にやっぱりこの申請で、営利目的でやつてえいものか、営利目的でやる場合はどういふ法のあれをしていかないか。そういうことも一つ一つぶしていつとんと、やっぱりやろうと思つたときに、営利目的じゃ使えませんよということになつてきたら身動きが取れんなつてくるがやないろうかと思ひます。

一時的なボランティアはね、1年、2年のボランティアとか何とかはね、そらできると思ひます、勢いがあれば。けどこれ、継続的にずうつと地域のことを考へて、もしそういう行動を取ろうと思へば、少なくとも営利

目的のこともできない限り、それがうまいこといったら地域の発展につながることにまらうかと思うし、そういうことも含めたときには、これはもう言われませんが、保育園を管理しよう福祉課だけではなくて、産業推進室とかそういうところも一緒になって連携せいかん部分が出てくるかもしれません。けど、実際に町に対して、これを始めるけん補助金をくれというがじゃなくて、自分らあで持ち出して頑張ろうとしたときに、そういう施設が使えるか使えんか。仮にこれが営利目的でない、老人を集めて、集うてやるとしても、そういうようにきっちりと借りてやれるということが前提でなければ、なかなかね個人の家を開放して、中には県外の方なんかには、老人集めるためにリフォームして家の中をそうやって、集う場所にしてサロンを造った方なんかもおいでるみたいですけどね。それよりは今、これを眠らすということが私、ものすごいもったいないと思うんですよ、こういう施設を。

課長が言うように、なかなか耐用年数も過ぎて中も、いわればトイレにしてみてもよね、大体が子ども用のトイレですので大人が来るトイレには改修の必要性も生まれてくるとか、そういうところの予算的な改修費も出てくると思いますよ。思うけど、こんなに遊ばしていくということがもったいないんでなからうかと。あるものは活用していったらいいんじゃないでしょうかと思うんですよ。

まあ実際、集会所らもあります。集会所なんか、部落の人が使う分にはよね自由に、もうほんまに言われんけんグループの会合まで、錦野の場合は申請があつたら全部使ってくださいということでやっております。そのようなことを考えた場合に、遊びようということが、減価償却はしていきようがですけんね、遊びようことも。それなら、どうせ金が減っていきようがやったら使うてもらうて利用した方が、行政も得やし、住民も得ではなからうかという。

それと、ひとつまた話は元へ、あれですけん。もう1点確認取りたいがですけど。どうしても目に付かない場所という施設いうのは、どうしても少年、青少年のたまり場になりよ。また、大人の目に届かんとこでね、自分らあが集まって騒ぐいうがはね非常に楽しいもんです。それを、芽を摘むというがじゃないですけど、まあそういうグループで遊ぶこともいいんですけど、往々にしてグループになるとたがが外れるというんですかね、一人一人の子どもさんになったときには、もすごく従順でかわいい子だけ、グループになってしまふと何かその、みんなで渡れば赤信号怖くないとかいうような感じでやることがあります。

あつてはならんがですけど、錦野の公園なんかでも過去には、夜、私の管理も悪いということもありましたけど、青少年が集まってシンナーの代わりに卓上プロパンを吸うという行事をやってもらってまして。1年、もう5、6年前ですけどボンベが24缶。私は震えましたよ、あれには。ほんでもうすぐ、青少年の補導センターと連携して、補導センターにも出して処理しましたけど。そういうことで今ちょっと、あのガスボンベを吸うがが今ちょっと下火みたいになっていますけど。今の子どもさんは、そういう大人の目に付かないところになるとそういうことをする可能性もあるということで、保育所の空いちょうとこでそういうことがあつたらいけない。

スムーズに補導センターの方との連携で補導センターがすつと入る体制は、鍵は佐賀にあるということですので、佐賀地区については佐賀の補導センターがすぐ鍵を借りて中に入ってもよろしいでしょうかということと、それと、今お聞きしたいのは先ほどの答弁の中に、いわゆる償還が済んでない、もしくはその耐用年数が来ていないものについては、営利目的ではなかなか難しいけど、私の聞き違いでなければ、今の答弁の中で県、国に申請をすれば、それも可能ではあるように受け止めましたが。

それについて再度、お答えをお願い致します。

議長（小永正裕君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（矢野健康君）

お答え致します。

先ほど答えたようにですね、現段階では休所の施設、一部の保育所は利用していただいておりますけど、大部分の施設がまだ利用しておりません。現段階では施設整備の構想が出されておりましたが、町がですね、今後この施設についてどういう福祉目的で利用していくのか、その町の管理下でできるもの。それと、町が他の目的に利用するもの。それから、このまったく別の福祉目的でなくですね、もうこういう施設が不用になったということで、その他の団体が他の目的に利用すると。大きく分けると3つになろうかと思えます。町が福祉施設に新たに整備構想を持って整備する場合は、国、県の許可を得て他の目的に替えていくということは可能だと思えます。

それから、町ほかの目的、先ほど言った加工場とか産業振興の面で利用する場合は、条例を廃止して新たな条例を制定して、そこで貸し付けとかしていく方法。それと、他の団体が営業目的に使用する場合は、耐用年数内にはおいては補助金の返還が伴います、ということになります。

現在の中で、建物に補助金が返還を伴わない場合はですね、現在、早咲の保育所、中央保育所については鉄骨造りでありまして、耐用年数を経過しております。この2つの施設については、建物の取り壊しとかいうことは可能になっております。いずれにしても町の方でどういう方針を持つか、今後検討していかなければなりません。

それと、佐賀保育所の鍵の件ですが、当然ですね、そういう急を要する場合は佐賀の方に連絡して、開閉をしてもらい、そのようには考えております。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

かなりは分かってきましたけど。

まあこの早咲、中央については、償還いうか耐用年数が過ぎちょうという答弁だったと思えます。

けど、この早咲の場合ですけど、土地が個人の土地。これ、表向き建物は町で建ててますけど、土地との絡みがあると思うんですよ。中央はすべて町有地に建ってるというように自分は記憶してますけど。ほかはいろいろあって、中にはまだ町有地でなく、民有地の上に町有財産が建ってる部分もそこそこあるがではなかろうかと思えますがね。

そいでまあ、今のお話でいくと営利目的で使う場合には、まずいわゆる償還がまず先だということですので、それもなかなか予算的なもので駄目でしょうということを含めての答弁だろうと思えます。けど、そうするともしそういうように地域おこしをやるうとする場合、こりゃあまあちょっと健康福祉から外れるかもしれせんけど。その場合には、いわゆる町の産業推進なら産業推進の方に話を通し、そこで練り上げて、産業推進室がいわゆるその施設を使うという形になって、その事業の委託という形ではできることになるんでしょうか。ちょっと複雑になりますけど、話が。私はほんとにこういうことで、今から地域が活性化するには、にぎわいも確かにでしようけど、やっぱりそこに物事をすることによって、いくばかの収入が得られるということが、人として一番喜びではなかろうかと思えます。それと、自分の作ったものが人に喜ばれて買われていくことによる喜びもあろうかと思うし、それはやっぱり働く、高齢でもものを作り、生産、作って出してということ、いわゆる認知症の防止にもつながる部分もあろうし、健康を維持できるということになりますと、国保の方にも一定限いい面も含まれるし、いう部分がありますのでね。今からほんとにこの施設を利用して物事を始めたい、そういうグループの方々が今から出てきてもらわないかんと思うし、また執行部の考え方は、そういう方々

を援助するという方針だと私は、そのようにとらえておるがです。それが、まるまる町からの補助金を当てにして事業を起こす人を優先されるのか、こういうことが起こった場合に。それとも、自分らの自力でやるから、せめて建物と何とかしてくださいと、ほいでそういうときにこの施設を、今やったらなかなか難しい、使えんということになってきてます。営利目的で町以外のもんが使うことはまず難しいと、法的にも、いう答弁だったと思います。そのへんは結局そういうように、補助金が欲しいとか何とか言わずに一生懸命やってみたい、ここ3年使わしてくださいとかいう場合によね、町が代替わりになって、その中で仕事をさすようなシステムがつくってあげればよ、そういうことではまた地域おこしも発展すると思うがですよ。

一番の問題はこれ、ただこの空いてても減価償却していかないかんもんです。返済もせないかんけど。建物がある以上は、遊ばすということが一番無駄だと思うんです。活用される、それが営利目的じゃなんじゃないけど、活用されてその稼働率いうんですかね、その園の。今までは毎日使って、日曜日と祭日ぐらいしか休みはなし。あと全部、1年の中ぐるぐるぐる使ってますよ、保育所いうものは、そういうことを考えたときに、それは活用されているから生きてるもんであって、閉鎖してしまって使い勝手は、確かに今の福祉課長の話をお聞きすると、なかなか我々が考える以上に法のくくりがあり、なかなか難しいと思います。けど、一言あった部分が、町が主体的にすることだったら条例を変えて使い道もできると、営利目的は、ただ、福祉にかんすることやったら、そのまま営利目的でなかったら地域の方が集まって、コミュニケーションの場所をつくって、お年寄りと子どもが週に一遍集まって遊ぶとか、お年寄りが集まって遊ぶとかいうことについてはいつでも解放ができると、届けさえ出してもろうてちゃんとした組織でもないろうけど代表があつて、代表者のあれじゃったら使えるというような答弁だと思うんですよ。

一番大事なものは、今からそれも大事ですけど、一定こういうわずかでも、年間5万でも6万でも、月にしたら悪いですけど、2,000円でも3,000円でもおじいちゃんおばあちゃんにしたら、孫にやるお小遣い。これが得れる収入というものもまた、孫にやる孫も好き。銭で釣るいうことはおかしなことですけど、まあ大体、大きいなってきたら孫とおじいちゃんとの関係はお金の関係のようなものですね。そういう意味もありますけど、やっぱりそういうように年金が少なかつても、その上わずかでも収入があるということはええことやなからうかと思えますがね。

地域に入っていくって、今町長は地域に入っていくって地域の人の膝を交えているんな話を聞いてくと言うんですから、やっぱりそういうときに地域に本当にそのような声があるんだつたらよね、町が主体になってそこを活用していくという。ただしその代わり、営利目的の場合はきちっと使用料も取れるような条例の改正をしておかんといかんと思います。ただしそのときには、スタートして1、2年は減免でいっても、だんだんにそのもらっていく。そうすると町にも収入もあるし、三方両得いうたらおかしんですけど、やらしてもらおう方もええし、品物買う人もええし、その施設を持ちょう方にもいいという面があるろうと思います。

そういうもん含めて、もし営利目的のお話が挙がった場合にはよね、町が前に立ってそれを条例の改正してでも使えるようにやっていくか、いうことの考えがあるかないかについてお伺い致します。

議長（小永正裕君）

町長。

町長（大西勝也君）

ご質問にお答え致します。

保育園を核とした遊休施設の有効活用につきましては、選挙戦を通じていろんな地区でお話をさせていただきました。そういった中で、とにかく森議員からご指摘いただきましたように、遊休のままで遊ばしておいておくのはもったいないと。そういった中で地域の中から地域の声が上がってきて、こういう活動に使われて

いただきたいと、そういう声が許可申請という形でぼつぼつ上がってきております。

また、ご指摘いただきましたように営利活動につきましても、先ほど課長が答弁致しましたように、耐用年数内であれば補助金の返還等々も生じてくるわけでございますが、ご指摘いただきましたとおり、営利活動での使用許可についてもこれからは町としても踏み込んでまいります。これから耐用年数内の建物については、じゃあ営利活動について使用許可を出した場合に、一体どの程度の補助金返還が生じてくるのか、そういった資料整備を進めてまいりたいと思っております。

議長（小永正裕君）

森君。

10番（森 治史君）

これで1問目の質問終わらせてもらいます。

2問目の方に入らせていただきます。

2問目の方ですが、これは今情報基盤整備の事業をやっております。これにつきましてですが、5月にこういうパンフレットが家に入ってきました。これが入ってありました、5月の配布の中に、こういうパンフレットが入って来てましたんですが。これすぐに、また担当の方に電話を入れて私はこれじゃ分からんよという、説明では住民の方には分からんよという、いや口いうか、あれを言うたがでしたけど。

今回、この情報基盤整備のことについて関連で質問させていただきます。当然、今言うたように5月には役場から来て、各家庭に配布されたこのパンフレット。この告知端末機については全世帯に設置しますがと、ほんで、ただし平成23年の12月までの申し込みが無料と。それを過ぎれば引き込み費用2万4,000円でしたかね、何かの費用が必要になりますとあります。これちょっと僕勘違いしてて、勘違いやなくて私が問い合わせたときには、いつ引き込んでもしわゆる告知端末機についての工事は無料ですという話だったもので、それを住民の方に話してて、それでパンフレット来たんで担当と話したら担当の方の説明した方が、私の方が間違えておりましたと、説明が。いうことで、私はまた今度、説明した人に断りをした記憶があるがです。

この事業ですけどね、この事業については町長も推進だと思えますけど、この事業について。住民の声となるアンケートは一度も取っておりません。で、私これも住民が望んで、6割、7割の方が賛成してやった事業でこういうものだったらよろしいんですけど、まあ行政のトップの方がある日突然ねえ、不転の決意で推進という発言をされて、それからがごとこれが進んできたと思います。で、これは最初から有線の告知端末機を付けるということが、いわゆる一定限福祉にもつながるといような言い方を説明の最初の方にはしてたという記憶があるがです。それからいきますとこれ、町内在住の住民の方については、これが過ぎろうが必要とあれば、やっぱり無料で付けるべきではないろうかと、私はそのように考えておりますがね。

これ、よそから来て24年に家を建てたと。その場合には工事費が要りますよと。けど、役場としては防災有線については全戸へ付けていく。これ拒否された方は無理でしょうけど、全戸へ付けることによって、防災機能を付けるからという意味で付けようと思うんですよ。それからいけば、いつ何時こちらに入ってきて、一家に1台は付けるという話だったんでそれはおかしいことになるがやないろうか。まあそれは行政もお金のからみもあります。予算的なものもありましよう。後から来られたけんいうて、その予算がなければできないということにもなるかとも思いますけど。これは、私としては行政が必ず各一戸に付けてくださいということで今、回っていると思います。それからすれば、やっぱりいつ付けようが無料でなければおかしいことにならないかと思えます。それは2台、3台付ける分については有料でええでしょうけど、重要な部分に1個付ける分については当然無料にすべきでなかろうかと思えます。

それと2番目になりますが、現在の共同アンテナでテレビを見てる地区の方から、難視聴地位の方から、結

局ケーブルを引かれる、いろんな面で便利になりますと。けど、共同アンテナで利用した場合には、出し分が少ないと。ほんで今からの長い年金生活を考えると、月々1,050円消費税込みの。これをずっと永遠に払い続けることを考えたら、なかなか大きな負担になりますと。で、現在の共同アンテナを何とか地デジ対応にはできないものかと。もともとこれなんかも国の方では予算を組んでた部分がありますけど、町の方の担当の方は、なかなか予算は国から来るとかなんとか言いもって、なかなかオーケーが出ざった部分がありますが。まあ、もうここまでやりかけたことですので、なかなか行政からの補助はつけづらいと思いますけど、住民の方にしてみれば、できれば補助で2万ないしぐらいの自分らの出し前で、共同アンテナで見たいという声があります。

そこでお伺い致しますが、その地域の住民の方々の強い要望があれば、執行部としていわゆる共同アンテナへの補助の対象にするかしないかの考えがあるかについてお尋ねを致します。

3番目、現在ちょっと国道縁の入野本村、芝地区の間で垂鉛引きのポールが立っております。なぜかなと思って工事をなさってる方にお聞きすると、隣の電柱にはこのケーブルをかけたら、いわゆる許容範囲を越すので、別途に端に立てて、それにケーブルを立てていきますというような話をお聞きしました。ある所では、こんなもんなかった思うたけど、垂鉛引きのポールの支柱が立ちょうともあります。電柱を支えとして付けちょうともあります。これも、この間の予算でかなりは出ておりましたけど、工事をやっていく過程でなかなか町全体ではまだつかんでなかったと思いますが、だんだん工事が進んでいっておりますので、この町単独でのポールと支柱などがどれぐらい一体必要になっていくか、今現在のあれで。

それと、町道なんでしたらポールを立ててもそれは町有地ではいいでしょうけど、私有地の場合、個人の土地を利用しちょう場合がありますと思います。その場合にはやはり、地権者の方に1本当たり年間なんぼかの値は出さなければいけないがじゃなかると思いますが、そのあれは、大体土地の使用料としては、どれぐらいを見積もっておられるか。

今、告知端末機をどんどんどんどん推進されております、設置を。それで60数パーセントの申し込みがあったということです。私ども問い合わせは来ます。来た人については、必要なもんやとあなたが思えば付けたらいいでしょ、というようには言うて、まあ付けるなどはまだ1回も言うたことないです。当然、欲しければ付けてくださいと。ほんでただ、お宅はテレビが映るでしょう。たら、いや、さんさんとかテレビ高知は映ってる。だったらもう、光ケーブルのケーブルテレビに入らんでも、そのままテレビは見れるけん、告知端末機だけ入ったらええがやないですかというようにはお勧めしております。

この中で、なかなか分かりづらいところがあって4つのコースとかいうて、このお知らせの中にもこういうように載せております、コースを。こうすると、年のいて分からない人になってくると、入らないかんがなかなかというような感じになってきます。そのへんの説明もきちっとしてあげなければ、お年寄りにはなかなか理解が得れてないというように思う部分があります、話なんかの中で。

それと、私の一番懸念しようがは、受信可能なご家庭に対するケーブルテレビの加入の要請。これは絶対にすべきではないと思います。余分なお金を払ってくださいということになりますので、そういう行動は絶対、しないと思いますが、執行部としてそのへんをどんなに考えておるのかということと、告知端末機やなくて光ケーブルが入ってきて、これ家に入るまでに2カ所取り付けの道具が要ったと思うがですが、これの取り付けが当初の説明とはだんだんに違ってきて、最近ちょっと話を聞くと、外にボックスというプラスチックのボックス付けて、塩害防止のために外へ付ける機械、家の中へ付ける機械をその中に入れて、今までの話では穴を1本開けて家の中に入れて、その中から告知端末機、テレビ、それとインターネットと3本の端子が出て、その端子から取るような説明を、私は聞いた説明がその頭へ残ってますので、当初の説明が。今の話を聞きようと、こう外に全部付ける関係でそれぞれ3本穴を開けて、家の中に引き込むような話にお聞きしております。

そうすると、今、町が地域の電気工事のできる方々を集めて、この工事を致しましょというように声は掛けておりますけど、一番ややこしい、家に穴を開けるといふところの工事になろうかと思ひます。なかなか3本も穴開けるいうたら、細いもんにかわりませんけど3本穴を開けるいうとなかなか難しいと思ひますが。そのへんはなぜ外に付けて3本穴開けて、中へ引き込まないかんようになったのか。当初は、外に光で来たものを電波いうかその置き換えて中に1本入れて、中で今度3つに分離するよふ話の説明がほとんどだったんですけど、最近聞くとどうも全部外へ付けて、外から3本入れるというよふ話。それから、既存のテレビのアンテナにそのままテレビの分はつないで見せるとか。テレビの既存のアンテナは、上がちよとこでしたら十中八九、光に入らんでも、この来たからいうてこれにつながんでも中のテレビさえとか、チューナー買うとかテレビ替えたら、テレビは対応できるご家庭やと思ひますよ。

そこがなぜそのよふな、やりよふ工事のうちでいろいろあろうかと思ひますけど、今までのことについてお伺ひ致します。

議長（小永正裕君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

おはようございます。

それでは、森議員の一般質問の情報基盤整備事業についてのご質問にお答え致してまいりたいというふうに思ひております。

ご質問の告知端末機の設置につきましては、昨年12月の議会で議決をいただきました、黒潮町情報センターの設置及び管理に関する条例、および同条例の施行規則に基づいて実施しております。

その規則第16条です、加入金及び引き込み料の費用を免除する期間は23年12月31日までとするということにしておりますので、それに基づいて設置しておるといふ状況でございます。

このよふにしたのはですね、この設立当初から加入者をできるだけ確保させていただいて、整備後のケーブルテレビネットワークサービスをですね、安定した運営にしたいということでありまふ。そのよふなことでですね、一体的に整備してまいりたいというふうに考えております。一体的に整備しない場合は、やはり町の持ち出しと申しますかそういうものが増えますので、そのよふにしたいというふうに思ひております。

いつでも、どこでも設置は無料とのご質問ですけれども、引き込み工事をですね無料としたのは、やはり議会の皆さんの同意を得ながら進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、繰り返しますけれどもやはり一番懸念されております運営ということのためにも、そのよふにさせていただいておるといふところでございます。

次に2番目の件ですが、基本的にはですね、この事業そのものは黒潮町の総合振興計画に明記されております。町内全域を光ケーブルでつなぐことにより、安心、安全、快適な黒潮ネットワークの整備をするということ、町内の情報格差をなくすことを目的としてですね、設置してあるものでございます。この事業につきましては、これまでの議会の中でもですねさまざまご議論をいただいた上で実施しているところございまして、この方法以外の事業への取り組むことはですね二重投資になりますので、現在のところ考えておりません。

なお、高齢者だけの世帯、あるいは生活保護世帯、重度の障害者がいる世帯につきましてはですね、使用料の減免を考えております。

次に、3番目として自営柱のことについてお答えしたいと思ひます。

伝送路は、将来の維持管理費を考えましてできるだけ民間、NTTと四国電力柱になるわけですが、その共架で対応したいという考えです。しかしながら、どうしても共架できない場合はですね、自営柱を立てて対応を